

指定障害児通所支援事業所等 管理者 様

堺市 障害福祉サービス課長

中 嶋 英 貴

(公 印 省 略)

令和5年度当初における届出等について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年度当初に届出を要する事項等について、下記のとおり通知いたしますので、根拠法令、関係法令等を十分御確認の上、必要に応じて適切に対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書について

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、加算を取得する月の前々月の末日までに計画書の届出が必要ですが、令和5年4月又は5月からこれらの加算を取得しようとする事業所の計画書等の届出期限については、厚生労働省からの通知により、令和5年4月15日（土）とされています。

つきましては、これらの加算を令和5年4月又は5月から取得しようとする事業所（令和4年度から引き続き取得する事業所を含みます。）は、次の(1)～(3)に記載のとおり必要書類を提出してください。

※当該加算を取得しない事業所においては、届出をする必要はありません。

(1) 提出書類

堺市ウェブサイトの「福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る提出書類について」のページにより、必要な提出書類を十分確認いただいた上で提出してください。

堺市トップページ>子育て・教育>子育て支援情報（さかい☆HUGはぐネット>障害のある子ども>児童福祉法に基づく障害児支援に関する事業者指定>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る提出書類について

（<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/shogai/jigyoshashitei/jissekihoukokur1.html>）

(2) 提出方法

郵送（最終ページの送付票を宛先として使用してください。）又は電子メール

※郵送の場合は、レターパック等の追跡可能な方法で送付していただくことを推奨します。送付された郵便物の到達を本市において確認できない場合、追跡記録により証明できなければ届出

の受付ができない可能性があります。

※電子メールの場合は、受付した旨の返信メール等の対応はいたしかねます。受付確認を希望される場合は、郵送による提出（返信用封筒を同封すること。）をお願いします。その他、電子メールでの提出に関する注意事項は、「5 電子メールでの届出書の提出について」（本通知の P4）を確認してください。

【電子メールでの提出先メールアドレス】

障害福祉サービス課 事業者係 (jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp)

(3) 提出期限

令和5年4月15日（土）※当日消印有効（電子メールの場合は、当日17時30分必着）

2 看護職員加配加算に係る届出について

障害児通所支援における看護職員加配加算（主として重症心身障害児を受入れる事業所）については、各加算区分の対象となる医療的ケア児の医療的ケアスコアと前年度の延べ利用日数を用いて、当該年度の加算区分を判定することとされています。

当該加算を届け出ている事業所は、令和5年度の看護職員加算の区分を判定し、次のとおり届け出てください。

(1) 提出書類

- ・加算届連絡票
- ・障害児通所給付費等の算定に係る体制等に関する届出書
- ・看護職員加配加算に関する届出書
- ・障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ・令和5年度当初の届出に関する誓約書

全て「[令和5年度障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出について](#)」のページからダウンロードできます。

(2) 提出方法

郵送（最終ページの送付票を宛先として使用してください。）又は電子メール

※郵送の場合は、レターパック等の追跡可能な方法で送付していただくことを推奨します。送付された郵便物の到達を本市において確認できない場合、追跡記録により証明できなければ届出の受付ができない可能性があります。

※電子メールの場合は、受付した旨の返信メール等の対応はいたしかねます。受付確認を希望される場合は、郵送による提出（返信用封筒を同封すること。）をお願いします。その他、電子メールでの提出に関する注意事項は、「5 電子メールでの届出書の提出について」（本通知の P4）を確認してください。

【電子メールでの提出先メールアドレス】

障害福祉サービス課 事業者係 (jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp)

(3) 提出期限

令和5年4月15日（土）※当日消印有効（電子メールの場合は、当日17時30分必着）

3 児童発達支援の基本報酬区分について

児童発達支援の報酬区分については、前年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。）の延べ利用人数を用いて判定し、現在届け出ている報酬区分から変更が生じる場合は届出が必要です。

※小学校就学前の障害児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上（小数点第2位以下を切り上げ）であれば区分1、70%未満であれば区分2となります。

※児童発達支援センター・主として重症心身障害児を受入れる事業所は対象外です（届出不要）。

(1) 提出書類

- ・加算届連絡票
- ・障害児通所給付費等の算定に係る体制等に関する届出書
- ・報酬算定区分に関する届出書（児童発達支援）
- ・障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ・令和5年度当初の届出に関する誓約書

全て「[令和5年度障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出について](#)」のページからダウンロードできます。

(2) 提出方法

郵送（最終ページの送付票を宛先として使用してください。）又は電子メール

※郵送の場合は、レターパック等の追跡可能な方法で送付していただくことを推奨します。送付された郵便物の到達を本市において確認できない場合、追跡記録により証明できなければ届出の受付ができない可能性があります。

※電子メールの場合は、受付した旨の返信メール等の対応はいたしかねます。受付確認を希望される場合は、郵送による提出（返信用封筒を同封すること。）をお願いします。その他、電子メールでの提出に関する注意事項は、「5 電子メールでの届出書の提出について」（本通知のP4）を確認してください。

【電子メールでの提出先メールアドレス】

障害福祉サービス課 事業者係（jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp）

(3) 提出期限

令和5年4月15日（土）※当日消印有効（電子メールの場合は、当日17時30分必着）

4 令和3年度報酬改定に係る事項について

(1) 身体拘束廃止未実施減算について

令和3年度報酬改定における基準省令（※1）の一部改正により、身体拘束等の適正化を図る趣旨で、基準省令第44条（同条は児童発達支援事業に係る規定ですが、他事業において同条を準用する場合も含まれます。以下同じです。）において、減算要件が追加されました（身体拘束廃止未実施減算については、従前から適用がありましたが、令和3年度報酬改定により、当該減算に係る要件が追加されています。）。

当該減算は、基準省令第44条第2項又は第3項に規定する基準（※2）を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算するものです。

令和5年3月31日までの間は、経過措置として当該基準を満たしていない場合でも当該減算の適用がない減算要件が一部ありましたが、令和5年4月1日以後は、当該基準を満たしていない場合は当該減算を適用することとなりますので、御留意ください。なお、当該減算に係る詳細については、国の留意事項通知（※3）の該当部分（別添）を参照してください。

（※1）基準省令：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び事業等及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）第2条の規定によりその定めるところによるものとされています。）

（※2）基準省令（一部抜粋）

（身体拘束等の禁止）

第44条（第1項省略）

- 2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び期間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（※3）留意事項通知：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

(2) その他

上記に掲げるもののほか、基準省令等を十分確認いただき、令和3年度報酬改定等に伴い必要な対応がある場合は、遺漏なく行ってください。

5 電子メールでの届出書の提出について

各種の届出書等について、令和5年4月1日以降、（押印や原本が必要なもの等を除き）電子メールでの提出も一部可能となります（従前から可能だったものもありますので、御留意ください）。詳細につきましては、堺市ホームページの該当の届出書等に関するページを確認してください。

なお、印鑑証明、全部事項証明書等の原本、資格証の原本証明や誓約書といった押印が必要な書類や、事故報告書等の特に秘匿性の高い個人情報を含む書面につきましては、引き続き郵送により提出してください。

(1) 提出先メールアドレス

障害福祉サービス課 事業者係 (jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp)

(2) 注意事項

- ①電子メールでの届出に際し、受付した旨の返信メール等の対応はいたしかねます。受付確認を希望される場合は、郵送による提出（返信用封筒を同封すること。）をお願いします。
- ②電子メールでの提出の際は、届出等の内容の概要が分かるように、必ずメールの件名の先頭に【事前協議】【新規申請】【変更申請】【変更届】等の文言を記載してください。また、メール本文には必ず担当者名、連絡先（電話番号）を記載してください。
- ③本市のメールシステム上、zip ファイルは開封できないため、PDF や Word 等のファイルを添付し、送信してください。

【問合せ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課 事業者係

電 話 072-228-7510

ファックス 072-228-8918

電子メール jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp

※誤送付防止のため、次の送付票を点線で切り取った上で、送付する封筒に宛先として貼付し、送付してください。

【送付票】

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 健康福祉局 障害福祉 部障害福祉サービス課 事業者係